

構成員からの意見

- 5-1 警察庁意見

【警察庁】

資料3 犯罪被害者補償制度要綱案（第2版）について

犯罪被害者補償制度要綱案について検討が行われるに当たり、関連する現行の犯罪被害給付制度（以下「犯給制度」という。）の主な考え方は以下のとおりである。これらの点を踏まえて、今後検討が行われるべきものとする。

1 第1項について

犯給制度は、加害者に資力が無いなどの理由により、犯罪被害者や御遺族が損害賠償を受けられない場合が多いことから、実質的な救済を図るものとして設けられており、社会の連帯共助の精神に基づいて国が犯罪被害者等給付金（以下「犯給金」という。）を支給するものである。実際の給付額の算定に当たっても、犯罪被害者の負った傷病、損害の程度等を勘案することとされているなど、単純な見舞金とは性格を異にするものである。

2 第2項の趣旨について

犯給制度は、重大な犯罪被害を放置しておくことは国の法制度全般に対する国民の信頼を失わせることになるという観点から、犯罪被害の態様の重大性から見て決して看過できない極めて重大な犯罪被害に限定して犯給金を支給しているため、重傷病給付金の支給対象は加療1か月以上かつ3日以上以上の入院を要する傷病に限定している。

また、犯給制度は精神的被害からの回復もその目的としており、PTSD等の精神疾患について、加療1か月以上かつ3日以上労務に服することができない程度の症状という要件に該当すると認められるときは、重傷病給付金を支給している。また、PTSD等の精神的打撃による障害が障害等級に該当すると認められるときは、その障害の程度に応じて障害給付金を支給している。

3 年金について（第5項、第9項等）

犯給制度は、加害者に資力が無いなどの理由により、犯罪被害者や御遺族が損害賠償を受けられない場合が多いという状況を踏まえ、これらの方々に対して社会全体として一定の配慮を示し、犯罪被害者等の精神的、経済的打

撃の早期の軽減を図り、その立ち直りを支援することを目的としていることから、一定のまとまった額の給付金を一時金で支給することとしている。

4 第 12 項について

犯罪被害については、加害者がその損害を賠償するのが原則であるところ、犯給制度は犯罪被害者や御遺族が損害賠償を受けられない場合が多いという状況を踏まえ、これらの方々に社会全体として一定の配慮を示し、一時金として犯給金を支給しているものであり、損害の完全な填補や実費弁償を目的として設けられたものではない。このため、重傷病給付金の算定においても、傷病の程度を的確に示すものと考えられる保険診療による医療費の自己負担額に、休業を余儀なくされるような傷病を負った方については、それだけ傷病の被害の程度が重大で気の毒であるということから、休業損害を考慮した額を加算するということとしている。

5 第 13 項について

犯給金の申請に係る除斥期間が犯罪行為による死亡等を知った日から 2 年とされているのは、犯罪被害者等が申請を行うための期間としてはこれで十分であり、かつ、行政上の事務処理の点から、申請ができる期間をいたずらに長期間とすることは好ましくないと考えられたためである。この点については、経済的支援に関する検討会における議論を踏まえ、やむを得ない事情で当該期間内に申請ができなかった場合には特例的に申請が認められるよう、平成 20 年に制度改正されたところである。

6 第 14 項について

新制度を創設する場合や制度を改正する場合において、その適用は新法や改正法が施行された後からとするのが法制度の原則である。犯給制度については、昭和 55 年の制度創設及びその後の改正に際し、遡及適用は行っていない。遡及適用を認めるとする場合、いつの時点まで遡るかについて公正かつ合理的な基準を設けることが極めて困難であること及び遡及を認めることとした期間の前後で取扱いに差違が生じるなど、公平性の観点から問題があるということが理由として挙げられる。

7 第 15 項について

犯給制度は、犯罪被害者や御遺族に対しては本来加害者がその損害を賠償すべきところ、加害者に資力が無いなどの理由により、損害賠償を受けられない場合が多いという実情にかんがみ、加害者からの損害賠償が得られず、他の何らの公的給付も受けられない場合に、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯給金を支給するものである。このため、犯給制度においては、犯罪被害者等が加害者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度において犯給金を支給しないこととしている。

8 第 16 項について

犯給制度は、通り魔事件等の犯罪行為により、何ら自己の責めに帰すべき行為その他の事情がないにも関わらず、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者に対し、社会の連帯共助の精神に基づいてこれらの方々の精神的、経済的安定を図ろうとするものである。互いに助け合うべき親族の間で行われた犯罪や、犯罪被害者等と加害者の人間関係が事件の背景事情となって行われた犯罪による犯罪被害については、通り魔的な不慮性の強い犯罪被害と同一に論じられず、また、親族間犯罪について犯給金を支給することは、結果的に加害者を利するおそれもあることから、これらの場合には原則として不支給又は減額支給としている。

ただし、そうした犯罪被害であっても、例えば犯罪被害者等と加害者との間に密接な関係があるが、犯給金を全額支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情がある場合や、加害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条に規定する保護命令が発せられており、当該犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認められる場合等は、犯給金を全額支給することとしている。

9 第 17 項について

犯給制度は、社会の連帯共助の精神に基づいて我が国の社会を構成していると認められる者が受けた犯罪被害については社会全体で緩和を図ることとしていることから、既に社会の一構成員となっている、我が国に住所を有す

る外国人は犯給金の支給対象とするものの、旅行者等の日本に住所を有しない外国人や日本社会を構成しているとは解されない不法入国（残留）者は支給対象としていない。

海外で被害を受けた日本国籍を有する犯罪被害者については、犯給金の支給対象外となっている。これは、犯給制度は他の公的給付等による救済が無い場合に補充的に適用されるものとなっており、これに優先して適用されるべき他の公的救済制度を法律、政令に列挙しているが、海外における邦人の犯罪被害については、当該国における公的救済制度との調整が困難であり、また、当該邦人の犯罪被害に関わる事実の調査、裁定にも困難な面があるためである。